

給水装置工事施行基準の概要

八幡市 上下水道部 上水道課
〒614-8037
京都府八幡市八幡高畑1-1
電話 075-983-5328
FAX 075-983-7671

令和7年4月1日改正

給水装置工事の申し込みにあたり、特に必要な箇所を概要としてまとめました。申請の際に参考としてお使いください。

本冊子はあくまで「概要」であるため、給水装置工事施行基準についても内容を確認し、内容に適合するよう申し込んでください。

○給水工事の申請の種類

分岐工事	配水管から分岐し、メーター止水栓まで設ける工事
臨時工事	建築工事等で臨時に給水装置を設ける工事 原則、使用期間は1年以内
内線工事	メーター2次側の給水装置を設ける工事

○申請提出書類

- ① 給水装置工事申込書
必要に応じて、別紙確約書等の記入
- ② 平面図・立面図
- ③ 建築確認済書の表紙の写し
- ④ 位置図（住宅地図）
- ⑤ 開栓・閉栓用紙（内線工事）

*様式は八幡市のホームページよりダウンロードすることができます。

○申請から検査の流れ

- ① 給水装置工事申込書の提出
→ 申請後、審査及び決裁処理に通常5営業日必要
- ② 決裁後、検査手数料等の納付書の発行（指定給水装置工事事業者に連絡）
- ③ 検査手数料等の納付
→ 納付の確認ができた時点で検査の予約可能（急ぎの場合は、納付通知書兼領収書の写しを提出すれば確認可能）
- ④ 給水装置工事竣工届及び竣工検査願の提出
- ⑤ 検査予約（電話予約可能、**検査前2営業日までに予約必要**）
- ⑥ 検査（**分岐工事は検査当日配水管が出てきた時点で再度連絡必要**）

○竣工検査

- ① 分岐工事においては、配水管穿孔時に立会を行い、施工の状況を確認する。
道路復旧状況等、必要に応じて写真の提出を求める場合がある。

- ② 内線工事においては、メーター下流側に 1.75MPa の静水圧を 1 分間保持し、水漏れがないことを確認する。また、給水開始前検査に準じた水質検査（臭気、味、色、濁り、残留塩素 0.1mg/l 以上）を行う。
- ③ 給水装置、給水用具が提出図面どおりか確認する。
- ④ 検査完了後、内線工事についてはメーターの取付けを行う。

○ 水道の臨時使用について

水道を臨時で使用したい場合は、使用場所の状況により手続きが異なります。

- ① 臨時使用したい場所に、メーターが設置してある場合
→ 経営課窓口で開栓手続きを行う。
- ② 臨時使用したい場所に、引込管（止水栓まで）はあるが、メーターがない場合
→ 給水装置工事申込書（臨時）を提出。決裁後、発行された納付書にて手数料を納付した後、窓口でメーターの受け取りを行う。
その後経営課窓口にて開栓手続きを行う（メーター受け取りの際に開栓手続きを行うことは可能）。
指定工事業者は開栓希望日時までに、メーターの取付け及び給水栓等の設置を行うこと。（開栓作業は開栓希望日時に市が行う。）
- ③ 臨時使用したい場所に、引込給水管がない場合
→ 給水装置工事申込書（分岐）を提出。その後発行された納付書にて手数料を納付した後、工事着工。
竣工検査立会時に市がメーターを持っていくので、検査完了後メーターを取り付ける。
その後経営課窓口にて開栓手続きを行う。

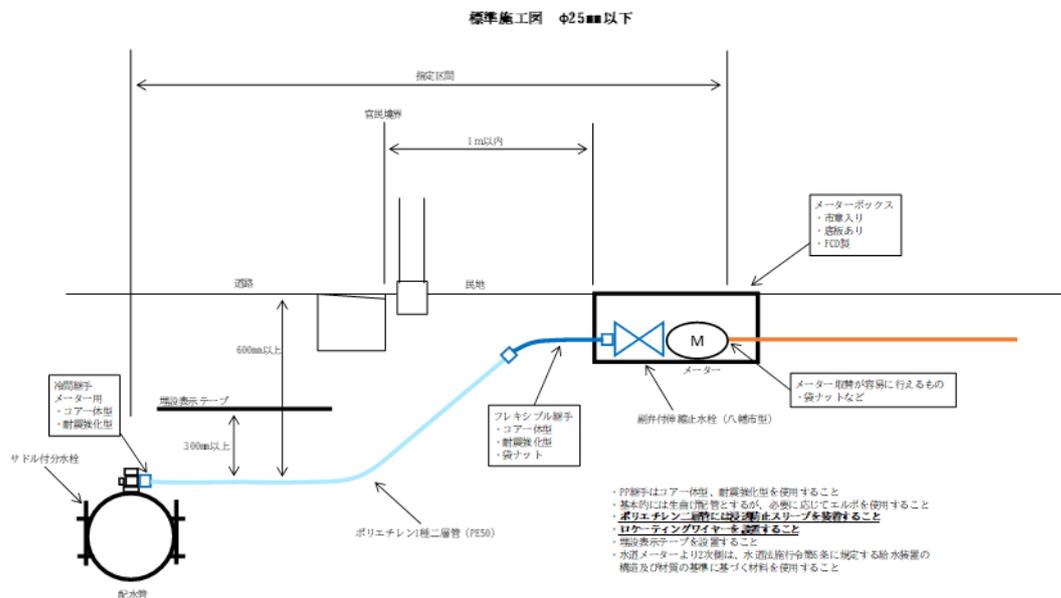
○特記事項

- 1. メーター周辺は植樹したり、塀や擁壁等で囲ったりしないこと
- 2. メーターは原則として官民境界線から 1m 以内に設置すること。また、メーターボックスは官民境界線から検針する際に開けやすい向き（道路と平行）に設置すること
- 3. 給水管を取り出す場合は、異形管を避け、継手部及び付属設備からは 1.0m 以上離さなければならない。また、分水栓で取り出す場合は、分水栓相互間の取付間隔は 30cm 以上離すよう水道法施行令で定められている
- 4. 30mm 及び 40mm のメーターを設置する場合はメーターより 2 次側に逆流を防止するための器具を設置する
- 5. 給水管は他の埋設物から 30cm 以上の間隔を保って埋設する
- 6. 増径に伴う既設給水管の分水撤去については、新設の先行分岐工事申請と

同時に行うことができる

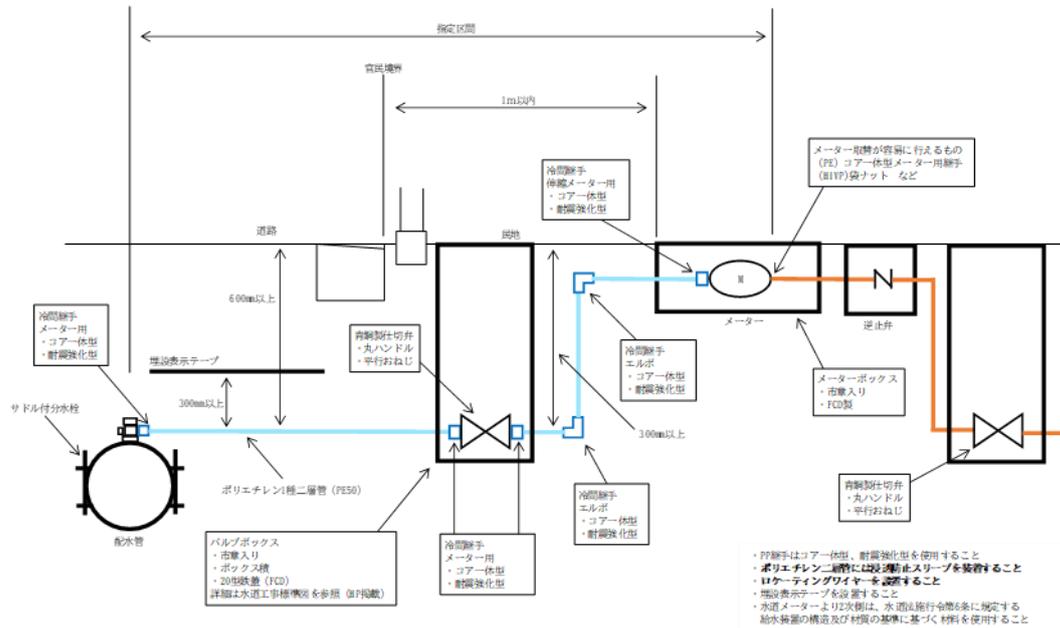
7. $\phi 50\text{mm}$ 及び $\phi 75\text{mm}$ のメーターを設置する場合は、メーターバイパスユニットを設置すること
8. $\phi 100\text{mm}$ 以上の分岐工事の施工方法は、上水道課に確認を行うこと
9. 給水管の撤去は分岐部分から行うこと。また、公道上の施工については道路管理者等の指示に従うこと
10. 新規の場合は、給水管表示ピンを取付する
11. やむをえず露出配管となる箇所には、保温材（発泡スチロール、加温式凍結防止器等）で適切な防寒措置を講じること。

○ 給水口径 20-25mm



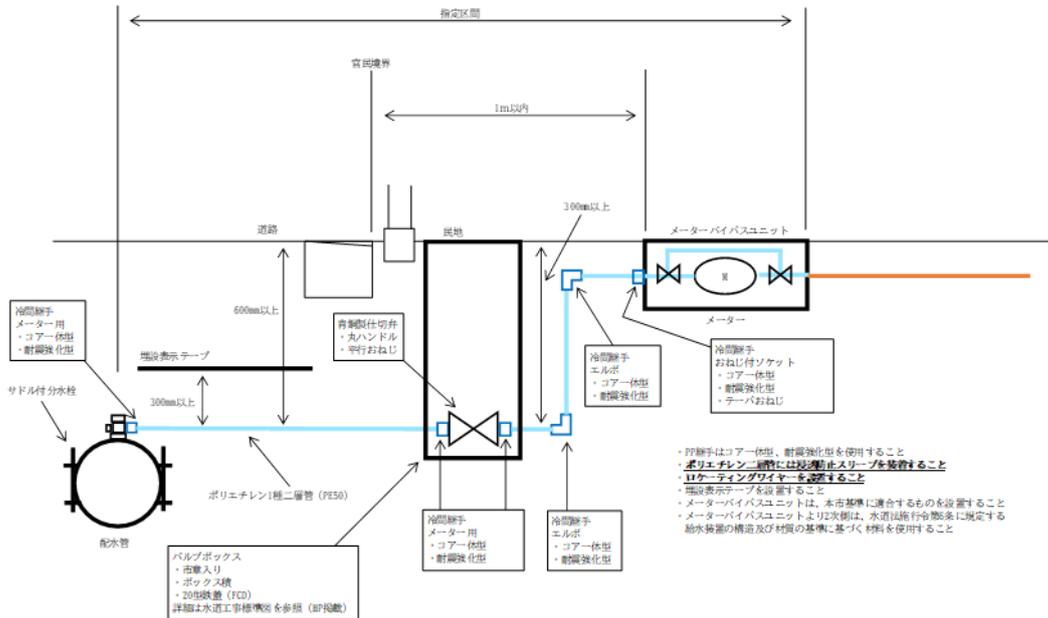
○ 給水口径 30-40mm

標準施工図 φ30・40mm



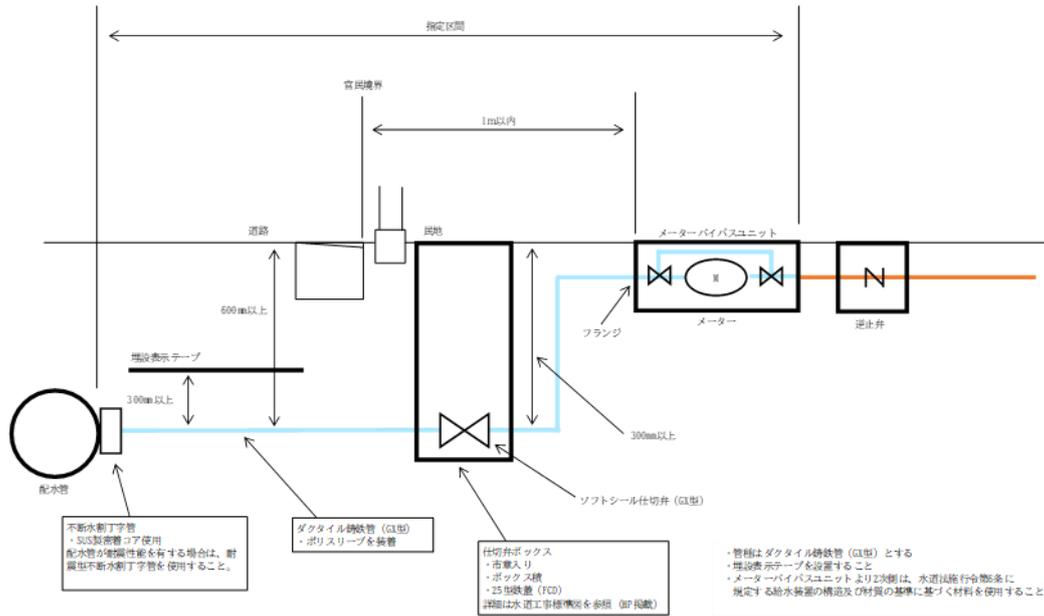
○ 給水口径 50mm

標準施工図 φ50mm



○ 給水口径 75mm

標準施工図 φ75mm



○ 分岐工事

給水装置工事申込書

八幡市長 様

申込日 令和7年4月1日

工事申込者

私（工事申込者）は、下記事項確認のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。

- ・八幡市上水道給水条例及び測速規程を遵守します。
- ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、申込者自身で解決します。
- ・給水装置工事の申込み手続き及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事業者に委任します。

工事申込者	郵便番号	614 - 8037
	住所	八幡市八幡高畑1-2
	(フリガナ)	ヤワタ タロウ
	氏名	八幡 太郎 八
	電話番号	075 - 983 - 5360

工事内容

工事場所	八幡市 八幡高畑1-1			臨時を伴う場合は分岐・臨時両方にチェック
工事種類 (上下それぞれ選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 分岐 (配水管～メーター)	<input checked="" type="checkbox"/> 臨時	<input type="checkbox"/> 内線 (メーター以降)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 改造	<input type="checkbox"/> 撤去	
給水を受ける 建物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 住居 (2階建て) <input type="checkbox"/> 集合住宅 (ファミリー 戸)			
	<input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
配水管口径	φ 100 mm	工 期	令和7年4月10日 ~ 令和7年5月31日	
分岐口径	φ 20 mm	井水等併用	あり	なし な
止水栓口径	φ 20 mm	工事箇所の道路	(国・府・市・私) 道	
量水器口径	φ 20 mm		路線名 園内野神1号 線	
貯水槽水道	受水槽あり <input type="checkbox"/>	受水槽有効容量	m ³	高置水槽有効容量 m ³

指定給水装置工事事業者

指定番号	1			
住所	八幡高畑1-3			
事業者名	京都水道設備			京 都 道 水 設 備
電話番号	075 - 983 - 5328			
給水装置工事 主任技術者名	京都 次郎			

私は、水道法第25条の4第3項に規定する給水装置工事主任技術者の職務を誠実に履行し、当該工事を施工します。

○ 内線工事

給水装置工事申込書

八幡市長 様

申込日 令和7 年 4 月 1 日

工事申込者

私（工事申込者）は、下記事項確約のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。
 ・八幡市上水道給水条例及び関連規程を遵守します。
 ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、申込者自身で解決します。
 ・給水装置工事の申込み手続き及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事事業者に委任します。

工事申込者	郵便番号	614 - 8037
	住所	八幡市八幡高畑1-2
	(フリガナ)	ヤワタ タロウ
	氏名	八幡 太郎
	電話番号	075 - 983 - 5360

工事内容

工事場所	八幡市 八幡高畑1-1		
工事種類 (上下それぞれ選択)	<input type="checkbox"/> 分岐（配水管～メーター） <input type="checkbox"/> 臨時		<input checked="" type="checkbox"/> 内線（メーター以降）
	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去		
給水を受ける 建物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 住居（2階建て） <input type="checkbox"/> 集合住宅（ファミリー 戸） <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
配水管口径	φ 100 mm	工 期	令和7年 4 月 10 日 ~ 令和7年 5 月 31 日
分岐口径	φ 20 mm	井水等併用	あり なし
止水栓口径	φ 20 mm	工事個所の道路	(国・府・市・私) 道
量水器口径	φ 20 mm		路線名
貯水槽水道	受水槽あり <input type="checkbox"/>	受水槽 有効容量	ml 高置水槽 有効容量 ml

指定給水装置工事事業者

指定番号	1		
住所	八幡高畑1-3		
事業者名	京都水道設備 京 都 水 道 設 備		
電話番号	075 - 983 - 5328		
給水装置工事 主任技術者名	京都 次郎		

私は、水道法第25条の4第3項に規定する給水装置工事主任技術者の職務を誠実に履行し、当該工事を施工します。

○竣工届及び竣工検査願 記入例

検査希望日については、電話で受け付け可能。2営業日までに連絡すること。

給水装置工事竣工届及び竣工検査願

八幡市長 様

届出日	令和7	年	5	月	15	日
-----	-----	---	---	---	----	---

指定給水装置工事事業者記入欄

指定給水装置 工事事業者	住 所	八幡高畑1-3				
	事 業 者 名	京都水道設備				
	電 話 番 号	075 - 983 - 5328				
	給水装置工事 主任技術者名	京都 次郎				

下記場所の給水装置工事につきまして、竣工図を添付の上お届けします。
八幡市上水道給水条例第7条第2項に規定された工事検査をお願いいたします。
また、届出にあたり下記の事項を確認しております。

- ・道路掘削を伴う工事を施工した場合は、舗装本復旧完了まで維持管理いたします。
- ・給水装置の構造及び材質は水道法施行令第6条の基準に適合しております。
- ・水圧試験（試験水圧1.75MPa、1分間以上保持）を実施し、問題はありませんでした。（内線・臨時）
※試験水圧は市との協議により変更する場合があります。

工 事 場 所	八幡高畑1-1				
工事申込者 氏 名	八幡 太郎				
工 事 種 別	分枝	臨時	内線	撤去	道路使用 許可番号
検査希望日	5 月 20 日（火）		10 時 00 分		警第 1 号 令和7 年 4 月 5 日

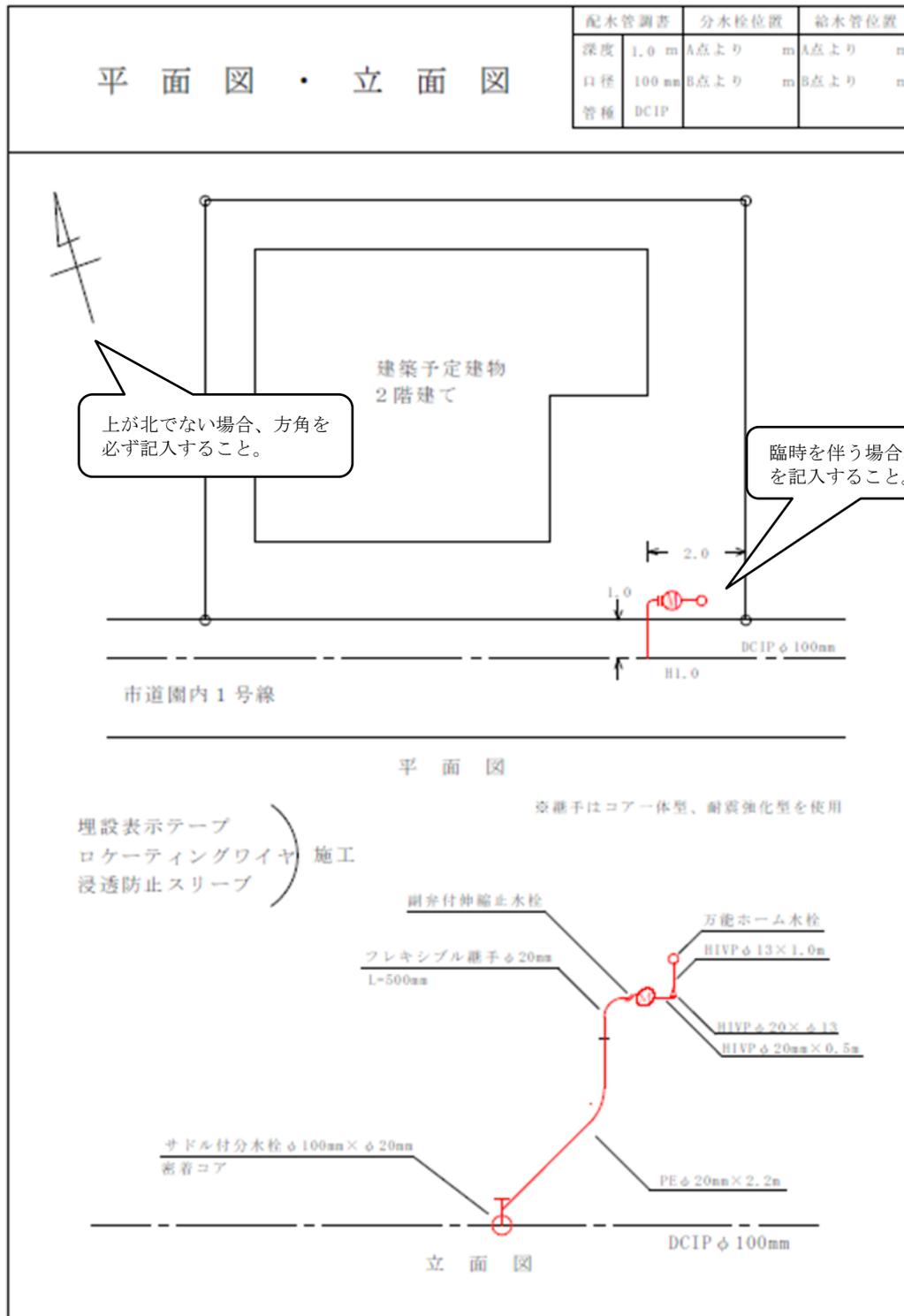
※市と調整してください。

市使用欄	受付時記入
使用者番号	給水装置工事申込書 受付番号

	検査時記入			
検 査 日	年 月 日	検 査 員		
検 査 項 目	<input type="checkbox"/> 水圧検査 <input type="checkbox"/> メーター渡し <input type="checkbox"/> 竣工図 <input type="checkbox"/> 水質（臭気、味、色、濁り、残留塩素0.1mg/L以上） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	水 道 メ ー タ ー	メーター 口 径	メーター 番 号	メーター 検 測
	用 途	普通 ・ 臨時	指 示 数	
備 考	(検査時確認) <input type="checkbox"/> 現行止水栓に取替え <input type="checkbox"/> 甲止水栓撤去 <input type="checkbox"/> メーターボックス取替え <input type="checkbox"/> 鉛製給水管取替え <input type="checkbox"/> 不要な給水管撤去			

令和7年4月改定

○ 分岐工事（A4用紙使用）



給水装置工事申込に伴う費用

令和7年4月1日

水道加入金

水道メーター口径	給水装置の新設	給水装置の改造 (増 径)
φ20mm以下	396,000円	新口径と旧口径 との差額とする
φ25mm	712,800円	
φ30mm	1,152,800円	
φ40mm	2,455,200円	
φ50mm	4,415,400円	
φ75mm	9,108,000円	
φ100mm	18,458,000円	
φ150mm	50,402,000円	

- ・ 上記金額は、消費税相当額を加算した額です。
 - ・ 集合住宅等については、親メーターの口径から算定した水道加入金と、戸数を乗じ算定した水道加入金を比較し、金額の大きいものとします。
 - ・ 単身者向け共同住宅については軽減措置があります。
(戸数を乗じる方法で算定した場合)
 - ・ 水道加入金は給水装置工事の分岐工事の申請時に徴します。
- ※ 市が別に指示したときは内線申請時に徴する場合があります。
(分岐が完了しているなど)

検査手数料等 (1申請あたり)

名称	分岐	臨時	内線
設計審査費	7,200円	7,200円	7,200円
分岐立会費	5,400円		
竣工検査手数料	2,700円		5,400円
表示ピン	350円		
合計	15,650円	7,200円	12,600円

- ・ 表示ピンの金額は、消費税相当額を加算した額であり、それ以外は非課税です。
- ・ 臨時を分岐と同時に申請する場合は、分岐手数料 (15,650円) のみで、臨時に係る手数料 (7,200円) は不要です。
- ・ 国道及び府道の分岐工事は、道路掘削申請費 (7,200円) が必要です。
- ・ 分岐立会が勤務時間外の場合、分岐立会費は2倍 (10,800円) になります。

八幡市上下水道部上水道課
TEL: 075-983-5328